

## 緊急小口資金(特例貸付)のご相談について

「緊急小口資金(特例貸付)」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業等で収入が減少し、生活資金にお困りの方に向けてつくられた特別貸付です。

「緊急小口資金(特例貸付)」については、電話でご相談を承りますので、気軽にご連絡ください。

時津町社会福祉協議会

電話：095-882-0777

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00